

袖ヶ浦市立代宿児童館

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市立代宿児童館

袖ヶ浦市代宿 7 5 番地 1

(2) 設置目的

児童に遊び場を提供し、健やかで情操ゆたかな児童の育成を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 袖ヶ浦市立代宿児童館の利用の許可に関する業務

イ 袖ヶ浦市立代宿児童館の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 児童の健全育成に必要な支援に関する業務

エ 上記に掲げるもののほか、袖ヶ浦市立代宿児童館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 非公募により指名した理由

袖ヶ浦市立代宿児童館の指定管理者は、施設を効果的かつ効率的に運営管理するため、地域の実情を把握しており、地域の方々との協力関係のある団体が適当である。

以上により、運営管理の実績があり、地域と一体となった子育て支援が期待できる代宿区を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	代宿区
所 在 地	袖ヶ浦市代宿 9 4 2 番地 1 3
主たる業務内容	区域内の住民相互の連絡、環境の整備、公民館の維持管理等の自治活動を行うことにより、良好な地域社会の形成と住民相互の親睦を図るため、次の業務を行う。 1 文書等の回覧及び住民相互の連絡 2 区域内の清掃活動及び環境美化 3 祭礼及び住民相互の親睦を目的とした各種行事の開催

	4 各種団体との連絡調整
	5 所有する施設その他の資産の管理 ほか

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

ア 施設の管理運営に当たっては、法令を遵守するとともに、安全で安心な環境づくりに努める。

イ 少子化、核家族化、都市化の中で、子どもの社会性を育む環境が乏しくなっていることを踏まえ、遊びを通して多くの子どもや大人と関わる体験をする場を提供する。

ウ 遊びを通して、自発性を育て、エネルギーのある元気のよい子に育てることを支援するとともに、ルールを守ることや協力し合うことの大切さについて指導・助言する。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和3年度 3,007千円

令和4年度 3,007千円

令和5年度 3,007千円

令和6年度 3,007千円

令和7年度 3,007千円

5 指定管理者候補の選定概要について

(1) 募集経過の概要

非公募により指名し、以下の項目を示し募集を行った。

ア 募集要項の配布 令和2年7月1日から同年8月28日まで

イ 応募者説明会 令和2年7月20日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 令和2年7月21日から同月28日まで

(イ) 質問件数 0件

エ 応募受付期間 令和2年8月26日から同月28日まで

(2) 審査方法及び選定結果

10月8日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の

手続等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手続条例」という。）第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めため、代宿区を優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市立代宿児童館の指定管理者として指定するものである。

指定手続条例（抜粋）

（指定候補者の選定）

第5条 市長等は、第3条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査し、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。
- (3) 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
- (4) その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。

2～4 （略）

（委員構成）

副市長（委員長）、総務部長（副委員長）、企画財政部長、総務部参与、指定管理者制度導入施設担当部署の部長（市民健康部長、福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、教育部長）、有識者3名（PTA連絡協議会選出者、商工会選出者、千葉県中小企業診断士協会選出者）

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦市立代宿児童館【非公募】
 応募団体：代宿区

評 価 点 数	1 5 3 点	
上記評価に対する	適 正	不適正
選定委員会の判定	1 0 名	0 名

評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点	劣	普通	優	特優	評価点数	
① 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。 (指定手続条例第5条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るための具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18
	② 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。 (指定手続条例第5条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針		20	0	12	16	20
	イ 利用者の増加を図るための具体的手法	9	100	0	3	6	9	4
	ウ サービスの向上を図るための具体的手法及び当該施設の効用を最大限に発揮させるための手法	31		0	17	24	31	17
	エ 施設の維持管理の内容、適確性及び実現の可能性	20		失格/0	12	16	20	12
	オ 管理に係る経費の削減効果	20		失格	0	16	20	0
	③ 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足る人的構成及び財産的基礎を有するものであること。 (指定手続条例第5条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性		20	100	失格	12	16
イ 安定的な運営が可能となる人的能力	30	0	18	24		30	20	
ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤	40	失格/0	24	32		40	24	
エ 類似施設の運営実績	10	0	6	8		10	6	
④ その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。 (指定手続条例第5条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	12
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6
合 計		270	270	失格	146	214	270	153

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じ、配点を上回る加点を行う場合がある。

【欠落事項】ア 選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数(146点)以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。